

令和3年10月21日

部長・所属長 各位

長 泉 町 長 池 田 修

令和4年度予算編成方針について（通知）

令和4年度の予算編成を、次により進めるよう通知する。

第1 日本経済の状況と国の動向

昨年戦後最悪の落ち込みを経験した世界経済は再び前に向かって動き出し、単なる景気回復に留まらず、カーボンニュートラルの実現、デジタル化やデータ活用の急速な進展等、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じている。国内においては、今般の新型コロナウイルス感染症が国民に厳しい試練を与えている一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、環境問題への意識の高まり、東京一極集中が変化する兆し等、未来に向けた変化が大きく動き始めており、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来している。

こうした内外の変化を捉え、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、経済の構造的改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るためにも、TPP11協定を始めとする経済連携を積極的に活用して海外需要を取り込み、内外の直接投資も拡大して稼ぐ力を向上させ、経常収支が安定的に黒字化する状況を維持してショックに強いマクロ経済構造を保持するとともに、成長を生み出す4つの原動力「①グリーン社会の実現、②官民挙げたデジタル化の加速、③日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～、④少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を推進し、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換を実現するとしている。

また、新型コロナウイルス感染症を機に世界は大きく、急速なスピードで変化している中、ポストコロナの経済社会ビジョンとして、上記の経済財政運営と構造改革を進めることにより強い経済を作り上げ、改革・イノベーション志向であり続ける社会、誰一人として取り残さない包摂的な社会、ポストコロナの国際秩序やグローバルなルールづくりに指導力を発揮する国を目指している。

これらを踏まえ、令和4年度予算については、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現や、団塊の世

代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について目安に沿った予算編成、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分を行い、歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化する等、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していくとしている。

第2 長泉町の財政運営

令和2年度一般会計の決算状況は、歳入の根幹をなす町税が、法人町民税などの減収により、前年度に比べ5億8千422万3千円減の94億2千311万4千円となり、新型コロナウイルス感染症の影響は、堅調に推移してきた町税収入に甚大な影響をもたらしている。

また、財政構造の弾力性を示す指標においても、経常収支比率が78.7%、実質収支比率が1.0%といずれも他自治体と比較すると比較的良好な数値であるものの、一般的に妥当・望ましいとされる比率から外れている。しかしながら、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数は1.34で、普通交付税の不交付団体を継続しており、また、地方債残高は、借り入れを公債費の償還金元金以下に抑えていることから、前年度に比べ1億8千413万3千円減の25億3千387万7千円となり、積立金現在高64億5千153万7千円を大きく下回っている状況である。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業の経営悪化等の地域経済への影響、個人所得及び消費の下冷えに伴う税収への障りは、現状、感染拡大は収束の兆しを見せているものの、長期化することも容易に想定されることから、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に持続可能な社会づくりを進めなければならない。また、都市公園や幹線道路、健康施設の建設等のインフラ整備に要する経費の増加等、財政運営における懸念材料もあることから、引き続き効率的で適正な予算執行に努めるとともに、スクラップアンドビルドを確実に意識した事業執行及び検討、また、新たな財源の創出等、強固な財政基盤を構築していく必要がある。

また、令和2年度末に見直した中長期財政見通しにおいては、令和4年度以降は、3億8,000万円から6億円の財源不足が生じ、厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、コロナ禍においても進めるべき重点施策は積極的に実行しつつ、経常的経費についてはゼロベースで抜本的な見直しを行い、徹底した歳出のスリム化を実行しなければならない。

第3 予算編成の基本方針

1 基本事項

第5次長泉町総合計画の初年度である令和3年度は、予算編成時点において計画策定が

未完了であったことから、令和4年度は、第5次長泉町総合計画を確実に見据え、目指すまちの姿である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～」を実現するための、いわばスタートの年であると言える。これまで以上に、その実現に伴う予算の編成及び執行は住民からの期待に応える必要があるため、4つの基本目標、8つの政策について、効率的かつ積極的に取り組むための予算を編成すること。

また、これまでのような右肩上がりでの成長や発展のみを前提とすることなく、SDGsの理念に基づき、誰もが日常生活における安全・安心や幸せ、豊かさを実感できる「まちづくり」を確実に意識すること。

(1) 第5次長泉町総合計画に基づき町が推進する施策

総合計画に主な取り組みとして掲げる下記施策は、進捗状況を十分に検証し、未実施のものは具体的な実施時期や手法等、確実な実施に向けて検討を行い、既に実施しているものについても、安易に継続するのではなく、効果的な継続、拡充等に加え、必ずスクラップまで視野に入れた検討を行うこと。

【4つの基本目標、8つの政策】

〈基本目標1〉 「優」 いきいきとした暮らしを支える優しいながいずみ

《政策1》 健康で幸福を実感できるまちの実現

《政策2》 認め合い 支え合うまちの実現

《主な取り組み》

- ・ 桃沢エリアにパークゴルフ場の整備（令和4年完成予定）
- ・ がん検診無償化、ピロリ菌検査等がん対策の継続
- ・ 障がいのある方の療育支援体制の確保
- ・ ミニグラウンド場等健康公園内施設の改修
- ・ 公共交通の充実による高齢者の外出支援

〈基本目標2〉 「育」 全ての人の成長と活躍を育むながいずみ

《政策3》 未来につながる 子育て・教育環境の実現

《政策4》 自分らしく活躍できるまちの実現

《主な取り組み》

- ・ 子ども・子育て総合相談窓口の充実
- ・ 企業主導型保育の活用など民間と連携した待機児童の解消
- ・ 将来の建て替えを見据えた学校施設の改修、管理
- ・ 多様なスポーツ、レクリエーションに親しめる環境の充実

〈基本目標3〉 「豊」 住みやすく働きやすい豊かなながいずみ

《政策5》 持続的に発展するまちの実現

《政策6》 快適で便利なまちの実現

《主な取り組み》

- ・住民の憩いの場としての鮎壺公園、下土狩駅周辺の整備（令和6年完成予定）
- ・サテライトオフィス等設置への補助
- ・都市計画道路の整備促進
- ・マイナンバーカードを活用した高齢者等移動支援事業
- ・がん患者就業雇用奨励金制度の運用

〈基本目標4〉 「安」 絆でつながる安心なながいずみ

《政策7》 ともにつくる 活発なまちの実現

《政策8》 助け合い いのちを守るまちの実現

《主な取り組み》

- ・要配慮避難者等の宿泊施設利用への支援
- ・町内危険箇所への防犯カメラの設置や自治会による通学路防犯カメラ設置への補助
- ・協働によるまちづくり推進事業の継続
- ・感染症に対応した避難所運営体制の構築

(2) 質の高い行政サービスの提供

常により質の高い行政サービスを安定して提供し続けていくことが重要であることを念頭に置いて新年度予算編成を行うこと。

(3) 効率的な予算編成

新年度予算編成にあたっては、国や県の動向を確実に把握するとともに、予算要求する事業の必要性や効果等を検証し、庁内の横断的な合意形成を図り、事業の優先度をしっかりと見極めた上で行うこと。

(4) 国や県の制度把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況等については、確実にその動向を把握し、町の予算要求に的確に反映させること。

(5) 議会の意見等に対する的確な対応

議会の意見や監査委員の指摘事項については、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。

(6) 費用対効果の考慮

他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複する事業は整理統合を図るなど、経費縮減と一層の事業効果の向上に努めること。

(7) 不用額の減少

歳入予算（手数料や補助金、諸収入等）又は歳出予算（役務費や委託料、扶助費等）のうち毎年計上しているものであっても、単に前年度と同額とせず、必ず過去の実績や予算執行状況調査等で算出した数値、社会環境の変化等を的確に把握し、可能な限り多額の不用額を生じさせないよう適正な額を見積もること。

2 歳入

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上、新規財源の確保、特定財源の確保等に積極的に努めること。

なお、国・県等の特定財源について、その確保が見込めない場合には、財政規律保持の観点から速やかに企画財政課と協議すること。

(1) 町税

町税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては、今後の経済情勢や住民所得の推移、税制改正等の動向を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、可能な限り高い目標を設定し、適正な額を見積もること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、過大にも過少にも見積もることなく、経済動向に注視しながら適切な額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

応益負担の原則により対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向、類似施設の料金等を十分把握しておくこと。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正な額を見積もること。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、補助対象や補助率、補助単価等を正確に把握するとともに、新たな補助制度についても、内容の確認や把握に努め、適正な額を見積もること。

(5) 財産収入

資産経営の視点に基づき、町が保有する遊休資産（土地・建物・物品）の活用方法を十分検討し、売却や貸付による収入を適正に見積もること。

※物品等の売払いは、多数の者の参加が可能となる入札を基本とする。

(6) その他

事業の財源については、先進自治体の取組みや事例等の情報収集を行い、財源の獲得手段について広く検討し、柔軟な発想をもって新たな財源の確保に努めること。

※諸収入については、前年度予算に計上したものだけでなく、過去の実績、類似団体との比較、事業の見直し状況等、多角的に検討し適切な額を見積もるとともに、今後も継続して収入の可能性のあるものについては、安易に雑入で処理することなく適切な予算計上をすること。

3 歳出

歳出の見積りにあたっては、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫に努めることとし、経常経費、経常的事業については、ゼロシーリング（前年度比0%の伸び）を原則とする。また、事務事業の見直しによる経費の節減や一層の効率化を図るとともに、各種事業についての必要性や優先度、費用対効果を十分検証して適正な歳出に努めることとし、特に、令和2年度、3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により執行しなかった予算については、改めてその必要性及び執行の可能性を厳しく精査し、また、事業を継続する場合においても、その手段及び手法を十分に検討すること。

(1) 既存事業の検証

前例踏襲に陥ることなく、国、県、町、民間等、本来の事案に対する役割分担に立ち返り、町の責任分野を的確に見極め、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据え、成果が上がっていない事業や、参加者等が少なく住民が満足感を得られていない事業については、施策事前評価シートの分析結果等を踏まえ、事業の見直しや、縮小、廃止、統廃合に必ず取り組むこと。

(2) 民間活力の導入

新規事業については、住民ニーズを的確に把握し、緊急性、必要性、効果に加え、民間活力の導入も含めて検討すること。

(3) ICT技術の活用によるデジタル化の推進

単に前例を踏襲することなく、執行の手法や体制を含め徹底した見直しと創意工夫に加え、既存の手法に固執することなく、AIやRPA等の新たなICT技術の活用によるデジタル化を推進し、業務改善等を検討すること。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫や県支出金等、特定財源の廃止・減少があった補助事業については、安易に町単独事業とせず、必ず施策検討委員会に諮ること。

(5) 物件費

旅費、需用費等の一般行政経費については、徹底した節減に取り組むこと。

委託料については、安易に従来の方式を踏襲することなく、委託業務の内容及び手法を再度検討し、必要最小限の要求とすること。

また、備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性や時期を熟考のうえ、事業の遂行に真に必要なもののみ要求すること。

(6) 投資的経費

事業の緊急性や投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、実施時期や事業規模、段階的整備等について十分検討すること。

なお、公共施設を安全で適切に維持保全し末永く活用していくためのファシリティマネジメントは、当面の間、原則として予算を凍結するものとするが、建替えや大規模改

修の時期等を考慮しながら、施設に重大な影響を及ぼすと判断される改修については、協議のうえ予算要求すること。

(7) 維持補修費

施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適切な管理に支障が生じることがないように、計画的な執行に努めること。

(8) 負担金、補助及び交付金

既存のものについては、改めて公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを検証し、既に目的を達成したものや効果が少ないものについては、積極的に整理を行うとともに、時限等を設けるなど抜本的な見直しを行うこと。

(9) 扶助費

扶助費は、対象人員や扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、法定分と町単独分の明確化を図り、単独分については、他団体と比較し給付水準が高い事業は、その必要性・妥当性を再検討し、過度の抑制は不要であるが、放漫な支出とならないよう縮小や廃止等の見直しを行うこと。

4 特別会計、公営企業会計

予算の見積もりにあたっては、一般会計に準じて行うものとする。については、経営的視点に立ち、支出の抑制と収入の確保に努め、安易に一般会計に依存することのないよう財政の健全化に努めること。また、使用料や保険料等については、中長期的視点に立って適時適切な改定を実施すること。